掛 川 市 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第１項の規定により都市計画を決定したいので、同法第17条第１項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに掛川市に意見書を提出することができる。

令和７年10月７日

掛川市

上記代表者　掛川市長　久　保　田　　崇

１　都市計画の種類及び名称

東遠広域都市計画地区計画　水垂第二地区計画

２　都市計画を定める土地の区域

縦覧する計画図表示のとおり

３　都市計画の案の縦覧場所及び意見書提出先

掛川市役所都市建設部都市政策課

（郵便番号436-8650　掛川市長谷一丁目１番地の１）

４　縦覧期間

令和７年10月７日（火）から令和７年10月22日（水）まで

（閉庁日及び職員の勤務時間外を除く。）